

大切なのは

スマホを見ることなく、人の命!

⚠️「ながらスマホ」による事故事例

「ながらスマホ」で大事故に!



トラック運転手が、走行中、助手席に置いたスマートフォンのゲーム画面に気を取られ、横断歩道を渡っていた下校途中の男子児童をはねて死亡させた事例



左耳にイヤホン、右手に飲み物を持ち、左手でスマートフォンを操作しながら電動アシスト自転車を運転していた大学生が、歩行中の高齢女性に衝突し死亡させた事例



スmartフォンの画面を見ながら、駅のプラットフォームを歩いていた男子中学生が誤って転落し、列車とホームの間に挟まれて死亡した事例

⚠️「ながらスマホ」どうして危険?

人は同時に二つのことができません!

愛知工科大学の小塚一宏名誉教授は、「ながらスマホ」の危険性について次のように説明しています。



人は、複数のこと(マルチタスク)を同時に行うことは不可能という神経科学の研究成果があります。その人の最も関心・興味の強いことに脳の認識、意識、視線が集中します。



運転と「スマートフォン操作」を同時に行うと、「スマートフォン操作」に集中してしまい、「運転」に注意が向かず、歩行者の見落とし、ブレーキやハンドル操作が遅れてしまいます。



自転車でメール操作しているときの視線停留点分布
愛知工科大学 名誉教授 小塚一宏氏提供

自動車(時速50km走行時)であれば、スマートフォンを1~2秒見ているだけで、14m~28mの距離を注意がかわれた状態で走行することとなります。

通常状態で運転中や歩行中には、人間の視線は前方や左右に無意識に移動して幅広い範囲を確認しています。しかし、スマートフォン操作時(SNS、動画像閲覧、地図アプリ、充電など)には、視線は画面に釘付けとなり、前方や左右の安全確認ができず非常に危険です。

「ながらスマホ」の罰則

原付以上の車両の場合



2019年6月5日、自動車運転中の「ながらスマホ」の罰則強化が盛り込まれた改正道路交通法が公布されました。

| 違反項目 | 改正前 | 改正後*1 |
|-------------------------|---------------------------|-------------------------------------|
| 携帯電話使用等により交通の危険を生じさせた場合 | 3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金 | 1年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金 |
| 携帯電話の使用等(保持) | 5万円以下の罰金 | 6月以下の懲役 又は 10万円以下の罰金 |

*1 改正道路交通法は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日まで施行されます。反則金、違反点数については別途施行令で定められます。

自転車の場合



道路交通法で「車両」と定義され、運転中の携帯電話・イヤホンなどの使用は禁止されています。一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上行った場合、違反者講習(講習料6,000円)の受講が命じられます。



スマホは、止まってから



スマートフォンなどの携帯電話は、一旦止まって、周りの安全を確認してから使用しましょう。

車両運転中などは、着信しても音も振動もしないようにドライブモード(公共モード)に設定しましょう。なお、携帯電話各社から、歩きスマホを制限するアプリが配信されています。